

命 令 書

申立人 全日本港湾労働組合関西地方建設支部

被申立人 株式会社 東建設

主 文

本件申立ては、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人株式会社東建設（以下「会社」という）は、肩書地（編注、大阪市）において建売住宅の建築などの一般建築工事を請け負う会社であって、その代表取締役はB 1（以下「B 1社長」という）であり、またその従業員は本件審問終結時A 1（以下「A 1」という）及びA 2（以下「A 2」という）の2名である。

なお、会社は、B 1社長が昭和46年ごろより個人で経営していた東工務店を50年に株式会社に改組したものであり、取締役にはB 1社長の妻B 2とその実母のB 3が、また監査役には会社の取引先である伸栄タイル商店の代表者B 4（以下「B 4」という）がそれぞれ就任している。

(2) 被申立人B 1は、上記のとおり会社の代表取締役であって、建築工事の見積り、契約、資材の調達、施工、集金、支払等の会社の業務全般にわたって自ら遂行し、若しくは直接指揮監督を行っている。

(3) 申立人全日本港湾労働組合関西地方建設支部（以下「支部」という）は、阪神地区の建設業等の企業に雇用される労働者約500名で組織されている労働組合であり、会社にはその下部組織として東建設分会があり、分会員はA 1及びA 2の2名である。

2 A 1の入社等

(1) 50年7月、A 1は、会社に大工手伝いとして採用された。

A 1の日給は当初7,000円であったが、51年4月に7,500円となり、また、同年10月にはA 1が日給額に不満で3、4日無断欠勤したためB 1社長がこれを取りなして8,500円となった。

また、会社は、A 1に対し50年8月に2万円、同年12月に7万円、51年8月に7万円及び同年12月に10万円それぞれ寸志として支給した。

(2) 50年8月、A 1は、建築現場で1時間ないし2時間程度自発的に行っていた残業に時間外労働手当がつかないことに不満を抱き、B 1社長に抗議した。これに対しB 1社長は、1時間当たり800円を支払うことにし、A 1も了承した。

(3) 51年4月にC 1（以下「C 1」という）が、同年9月にA 2が、同年10月にA 3（以下「A 3」という）が、それぞれ大工手伝いとして会社に採用された。

なお、50年7月より52年4月までの間、上記の者以外に大工手伝いとして数名が採用されたが、いずれも短期間で退社しており、52年4月における会社従業員は、A1、C1、A2及びA3の4名であった。

3 A1ら4名の労災負傷等

(1) A1は、52年2月に建築現場作業で肩をいため、4月中旬の後半に2、3日欠勤したが、B1社長の勧めで大阪市阿倍野区の烏潟病院で診察を受けたところ、左肩関節亜脱臼及び腰の捻挫のため全治2、3カ月を要すとの診断を受けた。

また、4月20日ごろにはC1が、同年5月13日ごろにはA3が、更に同月15日ごろにはA2が、いずれも建築現場で負傷した。

A1ら4名の上記負傷は、労災保険法の適用される場所となり、52年5月後半には会社の従業員4名全員が休業するという事態になった。

(2) 5月2日ごろ、休業中のA1は、B1社長に生活費の貸付けを依頼した。B1社長は、A1に貯えのないことを非難したが、結局5万円を貸し付けた。

(3) 5月10日、A1は、烏潟病院の診療証明済の休業補償給付支給請求書をB1社長に渡しその後の手続を依頼したが、B1社長の不手ぎわによって請求手続が10日あまり遅延し、A1の第1回目の労災休業補償給付金（以下単に「給付金」という）の受取は6月13日になった。

(4) 5月20日、A1ら4名は、B1社長の自宅に赴き、B1社長に給付金の立替えを強硬に要求した。B1社長は、法的義務があるなら立て替えると答えたが、翌日労働基準監督署に問い合わせたところ、法的義務はないとの回答であったため、A1ら4名に電話で立替えはできない旨伝えた。

(5) 5月21日ごろ、A1は、①以前に取り決めた1時間当たり800円の時間外労働手当は労働基準法に定める割増額に不足していること、②建築現場からの帰社所要時間に賃金が支払われないのは不当であること等を労働基準法違反として阿倍野労働基準監督署に申告した。

また、A1は、同月27日ごろからは、B1社長にも同趣旨のことを述べて是正を要求した。

(6) 5月22日ごろ、A1及びC1は、始めて支部を訪ね給付金立替えの件等を相談した。応待した支部役員は、立替えの件については、引き続き会社と交渉するよう助言し、更に、負傷治癒後は支部に加入し分会を結成してはどうかと述べた。

(7) 5月25日、A1とはC1、A1宅にB1社長を呼び出し、B1社長及び同行したB4に対し再度給付金の立替えを要求した。

その際、C1は、「労働組合をつくり赤旗を振って現場封鎖をし、会社の仕事ができないうようにしてやる」、「労働組合結成を中止するには50万円いる」等と述べ、これに対しB1社長及びB4は、「50万円は出せない。30万円にまけて欲しい」との旨答えた。

このやりとりのなかでA1は、自分一人でも労働組合に入ると述べた。

(8) 5月27日、B1社長は、B4らの助言もあって給付金の立替えを行うことにし、A1及びC1には各20万円、A2及びA3には各賃金1カ月分相当の立替金を貸し付けた。

A1は、立替金の領収書に「休業補償下り次第返金します」と記載した。

なお、その際C1には、前記組合結成中止にかかる金員として別途30万円が支払われ

たが、同人は同年7月中旬、会社の自動車の使用をめぐるB1社長とトラブルを起こし退社した。

- (9) A1の申告により6月2日阿倍野労働基準監督署で事情聴取を受けたB1社長は、同月8日午後7時ころB4とともに会社でA1と会い時間外労働手当の件を話し合おうとしたが、A1は、それにはほとんど触れず、同人が入社以来架空人名義の領収書を書かされ、会社がこれを裏金捻出の手段としていたことなどを取り上げ、会社は2,000万円ほど脱税しているはずだ、これを税務署へ通告すれば1,000万円位取られるだろうと述べて帰宅した。

A1は、帰宅直後の午後8時ごろC1とB2の訪問を受け、上記脱税の件についてC1からB2を代弁する形で「このネタなんぼで売ってくれる」などと尋ねられた。

これに対しA1は、「そんなもんよう値つけん」等と答えていたが、とりあえず4人分の時間外労働手当の不足分として約100万円(A1の不足分としては約58万円)を直ちに支払うようB2に要求した。

その後、午後10時ころ、既に帰宅したB2よりA1宅に、「主人は寝込んでしまった。お金もないのでどうにでもしてください」との電話があった。

- (10) 翌9日、A1は、会社へ行き、「こら、B1出てこい。今から税務署へ行くから、恐ろしかったらついてこい」と追ったが、B1社長は応じなかった。

また、10日にはA1の妻がB2を呼び出し、「主人がきょう新聞記者と先生(弁護士)とで税務署へ行く。いま幾らか渡してとめてやってほしい」旨述べた。

- (11) 上記(9)、(10)のA1の言動について、B1社長は、6月中旬ころ東佐吉警察署に同人を告訴した。

なお、A1は、8月10日逮捕され、裁判の結果、翌53年4月18日大阪地方裁判所で上記(9)、(10)の言動について恐喝未遂罪で懲役1年執行猶予2年の判決を受け、同年5月3日この判決は確定した。

- (12) 52年6月16日、B1社長は、阿倍野労働基準監督署で監督官立会いのうえ、A1に時間外労働手当の不足分の清算を行った。不足額は111,870円であったが、B1社長は、先にA1に貸し付けた25万円よりそれを差し引き、A1は、残金138,130円を額面とする借用書をB1社長に差し入れた。

なお、監督官は、現場からの帰社所要時間については、賃金支払の法的義務はないと判断した。

4 A1らの支部への加入等

- (1) 52年7月23日、会社は、A1、A2及びA3の3名に対し、5月27日付けで貸し付けた給付金を受け取るまでの間の立替金について、給付金を受け取りながら返さないのは約束違反なので5日以内に返済されたい旨の催告書を内容証明郵便で送付した。

更に、5日後の同月28日には立替金は3日以内に返済されたい、もし返済がない時は退職したものとみなし立替金は退職金として支給する旨の催告書を内容証明郵便で送付した。

- (2) 上記催告書を受け取ったA1ら3名は、28日付けの催告書の内容は実質的に解雇を意味するものと考え、8月8日支部を訪れて相談し、翌9日支部に加入した。同日、支部役員はA1ら3名とともに会社を訪れ、B1社長に対しA1ら3名が支部に加入したこ

とを通知するとともに、①催告書の撤回、②労災見舞金の支給、③夏期一時金の支給、④労災負傷治癒後の職場復帰、⑤組合事務所の設置等を要求し、直ちに団体交渉を行うよう申し入れた。

これに対しB 1 社長は、催告書の撤回には応じたが、その他の要求については後日相談役を入れて交渉を行いたいと回答した。

- (3) 翌10日、前記のとおりA 1 は逮捕され翌月 1 日まで勾留されたが、その間 5、6 回団体交渉が行われ、8 月22日会社は、前記支部要求について、②、③項については検討する、④項については労使相互で協議する、⑤項については異存なしとの回答を行った。

なお、団体交渉には、会社側はB 1 社長及びB 4 のほかに会社相談役として大阪建設労働組合委員長B 5 が出席した。

- (4) 団体交渉は9 月 2 日のA 1 保釈後はA 1 も含めて、年末にかけて更に 5、6 回行われた。

しかし会社は、②項の労災見舞金については拒否し、また、③項の夏期一時金については一律 1 万円を支給すると回答し、支部のそれ以上の積上げ要求に対しては、A 1 ら 3 名は休業中である等の理由で拒否した。

また、④項の負傷治癒後の職場復帰については、A 3 は10 月ごろには就業できる程度に回復していたが、会社は、従業員の負傷休業後経営方針を改め、社員としては事務員及び工事部長のみをおき、現場作業の一切を下請けに回す方針にした等と主張して、A 3 の職場復帰について明確な態度を示さなかった。

このため、A 3 は、翌53 年 1 月に退社した。

また支部は、年末一時金についても要求したが、会社は、ゼロ回答を行った。

- (5) 53 年 2 月 4 日、支部は当委員会に夏期・年末一時金問題についてあっせんを申請したが、労使双方に歩み寄りがみられなかったため、4 月10日あっせんは打ち切られた。

5 A 1 に対する解雇言渡し

- (1) 53 年 4 月13日、団体交渉が再開され、支部は、①労災見舞金と一時金の件は一時棚上げする、②A 1 を職場に復帰させて、労使の日常的な関係を深め解決の糸口をさぐる旨の提案を行った。会社はこれに同意し、A 1 は同月15日より就労することになった。

また、支部は、A 1 は完全に治癒した状態ではないので、当分の間、軽作業に従事させるよう申し入れた。

なお、A 1 は、4 月10日ごろの烏潟病院での診断の結果休業補償給付は打ち切られ、約130万円の障害補償一時金の支給を受けた。

- (2) 4 月15日、A 1 は入社したが、会社の工事部長B 6 から現在仕事がないので自宅待機してほしいといわれた。

このため、A 1 の連絡を受けた支部執行委員A 4（以下「A 4」という）が会社に赴き抗議したところ、B 2 から「A 1 さんにあった仕事を捜している、賃金は保障するので今日はとりあえず帰ってほしい」といわれたが、なおもA 4 が抗議を続けた結果、翌日から必ず就労させるとB 2 は約束した。

翌16日よりA 1 は、釘のより分け、路地の清掃等の軽作業に従事した。

- (3) 4 月25日、B 1 社長及びB 4 は、A 1 に対して賃金は保障するので4、5日自宅待機するようにと命じた。

翌26日、A 1は、支部書記長A 5とともに会社に赴き、自宅待機の理由について説明を求めたが、B 1社長は、はっきりした理由を示さなかった。

そこで、支部は、翌27日A 1の自宅待機についての抗議申入書をB 1社長に手渡すとともに団体交渉を申し入れた。

- (4) 5月4日、団体交渉の席で会社は、同月16日付けでA 1を解雇する予定であると述べ、同月16日、同じく団体交渉の席で、A 1に対し、B 1社長に恐喝未遂を働き会社秩序を乱したので同日付けで解雇すると正式に通告した。そして、解雇通知書及び解雇予告手当を渡そうとしたが、A 1は受け取らなかった。このため、会社は解雇予告手当を供託した。

その後支部は、A 1は解雇当時既に傷病再発により通院加療中であったので、解雇を撤回するよう会社に申し入れ、会社は、本件申立後解雇を撤回したが、傷病治癒後に再解雇する意思のあることを表明している。

第2 判断

1 52年7月23日付け及び同月28日付け催告について

- (1) 支部は、52年7月23日付け及び同月28日付け催告書は、A 1、A 2及びA 3の3名が組合に結集することを嫌悪し、同人らを会社から排除することをねらいとして送付されたものであり、不当労働行為であると主張するので、以下判断する。
- (2) まず、立替金返済の催告についてみると、前記認定よりすれば、A 1、A 2及びA 3の3名がB 1社長より休業補償給付金の立替払を受け、かつ後日給付金の支給を受けており、しかも返済の猶予方を同社長に求めた事実もなかったのであるから、B 1社長が同人らに対し立替金の返済を求めたことは当然のことである。
- (3) 次に、7月28日付け催告書の、返済がないときは退職したものとみなし、貸付金は退職金として支給する旨の記載についてみると、これが単なる催告の強調ではなく、A 1ら3名の退職を望んでなされたものと解されるにしても、まず労働組合結成中止にかかる金員として30万円の交付を受けたC 1はその後退職しているし、またA 1は一人でも組合に入ると述べてはいたもののA 1、A 2及びA 3が支部に加入したのは本件7月28日付け催告書への対応を支部に相談した翌日の8月9日であり、その間A 1はもとよりA 2及びA 3についても組合結成活動を行っていた事実は認められない。したがって、前記記載は、A 1らの負傷に端を發した一連の問題に嫌気がさした会社が同人らとの雇用関係を好ましくないとみてこれを断ち切ろうとの気持から發したものと考えられる。
- (4) 以上要するに、本件催告に関する会社の行為は、突然文書で、繰り返し、しかも催告としては不必要な文言を伴って行われたにしても、そこにA 1らの組合活動とのかかわりが認められず、したがってこれを不当労働行為であるとは判断できない。

2 A 1に対する解雇について

- (1) 支部は、会社がA 1に対する解雇理由とする刑事事件は52年6月に起こったものであって、その後の団体交渉で会社が同事件に関してA 1の処遇を問題にしたことはなく、また53年4月にはA 1の就労を約束しA 1が現実に就労しているのであるから、同年5月突然解雇を言い渡したことは、信義則に反し時期を失した処分であって、解雇の真の理由は、A 1の組合活動に対する嫌悪であると主張するので、以下判断する。
- (2) 会社は、53年5月16日付けのA 1に対する解雇を、同人の傷病が解雇時既に再発して

いたことを理由にその後撤回しているが、同解雇が支部の主張するように不当労働行為であったかどうかについて判断する。

B 1 社長は、52年6月9日前後のA 1の言動について同月中旬ごろ東住吉警察署にA 1を告訴し、同事件はその後大阪地方裁判所に刑事事件として係属していたのであり、しかもその間にB 1社長がA 1ないしその後A 1が加入した支部に対し同人の身分について同事件を不問とする旨の意思表示をした事実は認められないのであるから、会社が支部との団体交渉の結果53年4月16日以降A 1を就労させた事実については、刑事事件として裁判所に係属中の暫定的措置と解すべきである。

ところで、A 1は、A 2及びA 3らとともに52年8月に支部に加入しているが、その後会社は支部との団体交渉に応じていて、特にA 1らの支部加入を嫌悪した言動は認められない。

以上よりみると、本件A 1に対する解雇言い渡しは、53年5月3日のA 1に対する有罪判決確定を機に、当時のA 1の傷病再発を知らなかった会社が、労働基準法上の解雇制限期間経過後の同月16日に、B 1社長に対する恐喝未遂事件を理由として行ったものと解され、したがって、A 1らの支部加入を嫌悪して行った不当労働行為であるとする支部の主張は採用できない。

3 その他

支部は、会社に対すると同様にB 1個人も被申立人としているが、会社に不当労働行為が認められない以上、B 1に対する申立ても棄却せざるを得ない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条によって主文のとおり命令する。

昭和56年3月17日

大阪府地方労働委員会

会長 後 岡 弘